

厚生労働省発社援0424第1号
令和2年4月24日

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働事務次官
(公印省略)

自殺対策費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、平成30年5月30日厚生労働省発社援0530第6号本紙通知の別紙「自殺対策費補助金（地域自殺対策推進センター運営事業）交付要綱」により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部を別紙新旧対照表のとおり改正され、令和2年4月1日から適用することとされたので通知する。